

豊橋市公金管理指針

第1 総則

1 趣旨

この指針は、本市の公金の適正な管理に関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この指針において、「公金」とは、歳計現金、歳入歳出外現金、基金に属する現金、公営企業会計（水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計をいう。以下同じ。）に属する現金及び一時借入金並びに制度融資による預託金をいう。

3 公金管理の原則

公金の管理は、次に掲げる事項について、その掲げる順序に従い、適正に行わなければならない。

(1) 安全性の確保

元本が損なわれることを避けるため、安全な金融商品で保管し、及び運用するとともに、運用先の金融機関又は証券会社（以下「金融機関等」という。）の経営の健全性に留意すること。

(2) 流動性の確保

予定された支払等に支障を来たさないよう、当該支払等に必要な資金を確保した上で運用すること。

(3) 効率性の追求

資金を運用する場合にあってはその運用益の最大化を、資金を調達する場合にあってはその費用の最小化を求めること。

第2 公金管理の方法

1 歳計現金等

(1) 資金の性格と公金管理の原則との関係

歳計現金、歳入歳出外現金及び基金（地方自治法（昭和22年法律第67号。

以下「法」という。)第241条第1項に規定する定額の資金を運用するための基金に限る。)に属する現金(以下「歳計現金等」という。)は、支払等のために準備しておくべき資金であるため、安全性及び流動性を十分に確保した上で、効率性を追求するものとする。

(2) 収支計画の報告

関係各課等は、向こう3か月間の歳計現金及び歳入歳出外現金の収支計画について、別に定めるところにより、会計課に報告しなければならない。

(3) 歳計現金等の保管

歳計現金等は、(4)の規定により運用する場合を除き、指定金融機関の普通預金口座への入金(豊橋市予算決算会計規則(昭和39年豊橋市規則第9号)第108条第3項に規定する普通預金第2口座をいう。)その他会計管理者が適当と認めた方法で保管するものとする。

(4) 歳計現金等の運用

歳計現金等は、(2)の規定により報告された収支計画に基づき、支払等に支障のない範囲内において、次に規定する方法により運用するものとする。

① 運用先の決定

歳計現金等の運用先は、別に定める基準を満たす金融機関等(別に定めるところにより、公金の運用に係る見積合わせに参加することを停止されたものを除く。)の中から選定した金融機関等を参加者とする見積合わせにより決定するものとする。ただし、見積合わせにより決定することが適当でないと認めるときは、別に定める基準を満たす金融機関等(別に定めるところにより、公金の運用に係る単独の随意契約の相手方となることを停止されたものを除く。)の中から選定した一の金融機関等との随意契約によることができる。

② 運用商品の選択

歳計現金等は、運用可能な期間及び金額、金融状況等に応じ、アからエに

規定する金融商品のいずれかにより運用するものとする。ただし、必要やむを得ないと認めた場合は、オに規定する金融商品のいずれかにより運用することができるものとするが、この場合における運用の期間は1年以内に設定し、かつ、運用する金額が一の金融機関に偏らないようにしなければならない。

ア 国債証券（国庫短期証券を含む。）、地方債証券又はその元本の償還及び利息の支払について政府若しくは地方公共団体が保証する債券

イ 財投機関債（一般担保が付されたものに限る。）

ウ 社債（一般担保が付された電力債に限る。）

エ 譲渡性預金、大口定期預金その他の定期預金（金融機関からの借入れ（証書借入れの方法によるものに限る。）がある場合において、当該金融機関を運用先と、当該借入れの額と相殺可能な額を運用の上限額とするときに限る。）

オ 譲渡性預金、大口定期預金その他の定期預金（100億円（エの規定により運用する金額を除く。）を上限とする。）

③ 運用期間の制限

歳計現金等の運用は、原則として、一会計年度内において行うものとする。

2 基金に属する現金

基金（法第241条第1項に規定する定額の資金を運用するための基金を除く。）に属する現金の運用は、次に掲げる当該現金の種類に応じ、それぞれに規定する方法により行うものとする。

(1) 法第241条第1項に規定する資金を積み立てるための基金（(2)に該当するものを除く。）に属する現金

歳計現金等の運用の例（運用期間の制限を除く。以下同じ。）により運用するほか、別に定めるところにより、一元運用（複数の基金に属する各々の現金を一つにまとめて運用することをいう。以下同じ。）の方法により運用するも

のとする。ただし、収支計画上、歳計現金に不足を生じる場合は、別に定めるところにより、基金に属する現金を当該歳計現金へ繰り替えて運用（一元運用をいう。）をすることができる。

(2) 法第241条第1項に規定する財産を維持するための基金（同項に規定する資金を積み立てるための基金としての性格を併せ持つものを含む。）に属する現金

歳計現金等の運用の例により運用するほか、別に定めるところにより、一元運用の方法により運用するものとする。

3 公営企業会計に属する現金

公営企業会計に属する現金の運用は、歳計現金等の運用の例によるほか、病院事業会計に属する現金にあつては、別に定めるところにより、その運用の手続を行うものとする。ただし、収支計画上、歳計現金に不足を生じる場合において、当該不足を補う方法として、2-(1)-ただし書の規定により基金に属する現金を当該歳計現金へ繰り替えることが適当でないとき、別に定めるところにより、公営企業会計に属する現金を当該歳計現金へ一時的に貸し付けて運用することができる。

4 一時借入金（公営企業会計に属する現金の一時的な借入れに係るものを除く。）

収支計画上、歳計現金に不足を生じる場合において、当該不足を補う方法として、当該歳計現金へ、2-(1)-ただし書の規定により基金に属する現金を繰り替え、及び3-ただし書の規定により公営企業会計に属する現金を一時的に貸し付けることが適当でないとき、別に定めるところにより、金融機関からの一時借入れにより、その不足する資金を調達する。この場合における一時借入金の借入先の決定は、歳計現金等の運用先の決定の例によるものとする。

5 制度融資による預託金

制度融資による預託金は、決済用普通預金で預託するほか、別に定めるところ

により管理するものとする。

第3 運用の決裁等

歳計現金等、基金に属する現金及び公営企業会計に属する現金の運用の決裁及び運用の記録は、別に定めるところにより、これを行うものとする。

第4 公金管理の体制

公金の適正な管理に関し必要な事項を検討するため、別に定めるところにより、豊橋市公金管理検討会議を設置する。

第5 危機管理

会計管理者は、別に定めるところにより、金融機関等の経営破綻及び金融機関の災害等による決済機能の麻痺に係る事態に常に備えるとともに、当該事態が発生したときは、迅速かつ的確に対応しなければならない。

第6 雑則

この指針に定めるもののほか、公金の適正な管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この指針は、平成23年4月1日から施行する。
(豊橋市資金管理並びに運用指針の廃止)
- 2 豊橋市資金管理並びに運用指針(平成14年4月1日施行)は、廃止する。
(豊橋市資金管理並びに運用指針の廃止に伴う経過措置)
- 3 この指針の施行前に前項の規定による廃止前の豊橋市資金管理並びに運用指針の規定によりなされた運用方法の決定その他の行為は、この指針の相当規定によりなされた運用方法の決定その他の行為とみなす。

附 則

この指針は、平成28年6月17日から施行する。

附 則

この指針は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和3年7月12日から施行する。